

○学習院大学学位規程（昭和36年4月1日施行）

学習院大学学位規程

昭和36年4月1日

施行

改正	昭和39年3月31日	昭和40年7月1日
	昭和47年4月1日	昭和53年4月1日
	昭和54年4月1日	昭和56年4月1日
	昭和57年4月1日	昭和59年4月1日
	昭和61年4月1日	平成2年4月1日
	平成3年10月30日	平成6年4月1日
	平成8年4月1日	平成14年4月1日
	平成15年4月1日	平成16年4月1日
	平成17年4月1日	平成18年4月1日
	平成19年4月1日	平成20年4月1日
	平成21年4月1日	平成22年4月1日
	平成23年4月1日	平成25年4月1日
	平成26年4月1日	平成27年4月1日
	平成28年4月1日	平成29年4月1日
	令和元年5月1日	令和2年4月1日
	令和2年10月1日	令和4年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は本学において授与する学位について学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定並びに学習院大学学則、学習院大学大学院学則及び学習院大学専門職大学院学則に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の名称)

第2条 本学において授与する学位は学士、修士、博士及び法務博士（専門職）とする。

2 学士の学位には、次の区分により専攻分野を付記する。

- 学士（法学）
- 学士（政治学）
- 学士（経済学）
- 学士（経営学）
- 学士（哲学）
- 学士（史学）
- 学士（日本語日本文学）
- 学士（英語英米文化学）
- 学士（ドイツ語圏文化学）
- 学士（フランス語圏文化学）
- 学士（心理学）
- 学士（教育学）
- 学士（理学）
- 学士（社会科学）

3 修士の学位には、次の区分により専攻分野を付記する。

- 修士（法学）
- 修士（政治学）
- 修士（経済学）
- 修士（経営学）
- 修士（哲学）
- 修士（美術史学）

- 修士（史学）
 - 修士（日本語日本文学）
 - 修士（英語英米文学）
 - 修士（ドイツ語ドイツ文学）
 - 修士（フランス文学）
 - 修士（心理学）
 - 修士（臨床心理学）
 - 修士（教育学）
 - 修士（アーカイブズ学）
 - 修士（表象文化学）
 - 修士（理学）
- 4 博士の学位には、次の区分により専攻分野を付記する。
- 博士（法学）
 - 博士（政治学）
 - 博士（経済学）
 - 博士（経営学）
 - 博士（哲学）
 - 博士（美術史学）
 - 博士（史学）
 - 博士（日本語日本文学）
 - 博士（英語英米文学）
 - 博士（ドイツ語ドイツ文学）
 - 博士（フランス文学）
 - 博士（心理学）
 - 博士（臨床心理学）
 - 博士（教育学）
 - 博士（アーカイブズ学）
 - 博士（表象文化学）
 - 博士（理学）
- (細則)

第3条 本学において授与する学位について必要な事項については、本規程に定める規定のほか各研究科の定めるところによる。

第2章 学士

(学士の学位)

第4条 本学の各学部において、規定の修業年限を満たし、所定の授業科目を履修し、卒業に必要な単位数を修得した者には、本学学則の定めるところにより、学士の学位を授与する。

(学位授与の時期)

第5条 学士の学位授与の時期は、3月とする。ただし、教授会が特別に必要と認めた場合は、9月とすることができます。

第3章 修士

(修士の学位)

第6条 本学大学院の博士前期課程を経た者には、本大学大学院学則の定めるところにより、修士の学位を授与する。

2 修士の学位論文及び特定の課題についての研究の成果（以下「修士の学位論文等」という。）を提出し、審査及び試験を受け、修士の学位を受ける者は、在学していなければならない。

(修士の学位論文等の提出及び研究倫理教育の受講)

第7条 修士の学位論文等は、学位申請書を添え、指導教授（研究科の定めるところにより、准教授が指導教員である場合を含む。以下同じ。）を経て当該研究科委員長に提出する。

2 修士の学位論文等を提出する者は、本学が行う研究倫理教育を受講し修了していなければならない。

(修士の学位論文等)

第8条 修士の学位論文等は主論文一篇とする。ただし、参考論文を添付することができる。

2 修士の学位論文等に使用する言語は各研究科委員会において定める。

(審査委員)

第9条 修士の学位論文の審査委員は、指導教授を含め3名以上、修士の特定の課題についての研究の成果の審査委員は、指導教授を含め2名以上とする。

2 修士の学位論文等の審査において、指導教授が主査となる。ただし、研究科委員会は、准教授が指導教授である場合において、審査のため必要があると認めたときは、指導教授以外の教授を主査とすることができる。

3 修士の学位論文の審査委員のうち、指導教授以外の者については、当該学位論文の内容に最も関係する科目若しくはこれに関連する科目の授業を担当する教授又は准教授とする。

4 修士の特定の課題についての研究の成果の審査委員のうち、指導教授以外の者については、当該研究の成果の内容に最も関係する科目若しくはこれに関連する科目の授業を担当する教授又は准教授とする。

5 修士の学位論文の審査において、研究科委員会は、必要があると認めたときは、第3項に定める審査委員のうちの1名に代えて、次の各号に定める者を審査委員とすることができる。

一 当該研究科以外の研究科に所属する教員

二 本学以外の大学院に所属する教員

三 前2号に定める者以外で、博士の学位を有し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の能力が認められる者

四 その他研究上の業績が前3号に定める者に準ずると認められる者

6 修士の特定の課題についての研究の成果の審査において、研究科委員会は、第4項に定める審査委員を2名以上とした場合、審査のため必要があると認めたときは、第4項に定める審査委員のうちの1名に代えて、前項に定める者を審査委員とすることができる。

(審査及び試験)

第10条 審査委員は、修士の学位論文等の審査及び試験を行う。

2 修士の学位論文の審査は、以下の観点から総合的に行うものとする。

一 研究課題の明確性及び先行研究を踏まえての的確性

二 課題を追求する上での方法論の適切性

三 研究方法及び調査方法の妥当性

四 結論の妥当性

五 研究の独創性と研究分野への貢献

3 修士の特定の課題についての研究の成果の審査は、以下の観点から総合的に行うものとする。

一 研究課題の明確性

二 課題を追求する上での方法論の適切性

三 研究方法及び調査方法の妥当性

四 研究の成果の妥当性

五 研究の新規性

4 前2項の審査の観点に加えて、各研究科において審査の観点を設けることができる。

5 前3項の審査の観点におけるそれぞれの達成水準については、各研究科で別に定める。

6 試験は修士の学位論文等を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。ただし、学位論文等の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、試験を省くことができる。

(審査委員の報告)

第11条 審査委員は、修士の学位論文等の審査及び試験を終えたときは、学位論文等とともにその審査の要旨、試験の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を付して、速かに研究科委員会に提出しなければならない。

(研究科の議決)

第12条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて、修士の学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決には、研究科委員会委員の3分の2以上の出席を必要とし、修士の学位を授与するには、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(審査結果の報告)

第13条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、その委員長は修士の学位論文等の審査の要旨及び試験の結果の要旨を文書で学長に報告しなければならない。

2 試験を行わないで、修士の学位を授与できないものと議決したときは、試験の結果の要旨を添えることを要しない。

(学位の授与)

第14条 学長は、前条の報告に基づき、修士の学位を授与すべき者には修士の学位記を授与し、修士の学位を授与できない者にはその旨を通知する。

2 修士の学位授与の時期は、3月及び9月の年2回とする。ただし、研究科の定めるところにより、3月のみとすることができます。

第4章 課程博士

(課程博士の学位)

第15条 本学大学院の博士後期課程を経た者には、本大学大学院学則の定めるところにより、博士の学位を授与する（以下「課程博士」という。）。

2 課程博士の学位論文を提出し、審査及び試験を受け、課程博士の学位を受ける者は、在学していなければならない。

(課程博士の学位論文の提出及び研究倫理教育の受講)

第16条 課程博士の学位論文は、学位申請書・主論文の内容の要旨・論文目録・履歴書を添え、指導教授を経て当該研究科委員長に提出する。

2 課程博士の学位論文を提出する者は、本学が行う研究倫理教育を受講し修了していなければならない。ただし、本学大学院の博士前期課程から博士後期課程へ進学した者のうち、博士前期課程在学中に本学が行う研究倫理教育を受講し修了したものは、この限りでない。

(課程博士の学位論文)

第17条 第8条の規定は、課程博士の学位論文に準用する。

(審査委員)

第18条 第9条各項（第4項及び第6項を除く。）の規定は、課程博士の学位論文の審査委員に準用する。

(審査及び試験)

第19条 第10条各項（第3項を除く。）の規定は、課程博士の学位論文の審査及び試験に準用する。

2 第10条第2項を準用するにあたっては、研究の独創性の高さと研究分野への貢献の度合いを重視するものとする。

(審査期間)

第20条 課程博士の学位論文の審査及び試験は、学位論文を受理した日から1年以内に終了しなければならない。ただし、特別な事由があるときは、研究科委員会の議を経て、1年を超えない範囲においてその期間を延長することができる。

2 前項の場合には、研究科委員長は、延長をする理由を付してその旨を学長に報告するとともに、当該申請者に通知しなければならない。

3 延長した期間内に学位論文の審査及び試験を終了することができない特別の事情があるときは、研究科委員会の議を経て、1年を超えない範囲においてその期間を再度延長することができる。この場合には、前項の規定を準用する。

(審査委員の報告)

第21条 第11条の規定は、審査委員による審査の報告に準用する。

(研究科の議決)

第22条 第12条の規定は、研究科委員会の議決に準用する。

(審査結果の報告)

第23条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、その委員長は、学位論文とともに審議の要旨を文書で学長に報告しなければならない。

2 試験を行わないで、課程博士の学位を授与できないものと議決したときは、試験の結果の要旨を付することを要しない。

(学位の授与)

第24条 学長は、前条の報告に基づき、大学院委員会の議を経て、課程博士の学位を授与すべき者に

は課程博士の学位記を授与し、課程博士の学位を授与できない者にはその旨を通知する。

- 2 課程博士の学位授与の時期は、3月及び9月の2回とする。ただし、研究科の定めるところにより、3月のみとすることができます。

(学位論文要旨の公表)

第25条 本大学は、課程博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に当該博士の学位の授与に係る学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を学習院大学学術成果リポジトリによって公表するものとする。

(学位論文の公表)

第26条 課程博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、その学位論文の全文を、原則として学習院大学学術成果リポジトリによって公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前にすでに公表していたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により学位論文を公表する場合には、その論文に、「学習院大学審査学位論文」と明記しなければならない。

- 3 やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会の議を経て、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを作成することをもって学位論文の公表に代えることができる。この場合、当該研究科は、その論文の全文を求めて応じて閲覧に供するものとする。

(学位の登録)

第27条 本学において課程博士の学位を授与したときは、学長は学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

第5章 論文博士

(論文博士の学位)

第28条 博士の学位は、本学大学院博士後期課程を経ない者であっても、論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ専攻学術に関し本学大学院の博士後期課程を修了して学位を授与される者と同様に広い学識と研究指導能力を有することが確認（以下「学力の確認」という。）された場合には、授与することができる（以下「論文博士」という。）。

- 2 本学大学院の博士後期課程に3年以上在学し、修了に必要な所定の単位を修得した後に退学した者が、再入学しないで博士の学位を申請する場合には、前項の規定による。

(論文博士の学位論文の提出)

第29条 論文博士の学位授与を申請するときは、学位申請書・主論文の内容の要旨・論文目録・履歴書及び所定の論文審査料を添え、第2条に定める学位の専攻区分を指定して、論文を学長に提出しなければならない。

- 2 本学大学院の博士後期課程に3年以上在学し、修了に必要な所定の単位を修得した後に退学した者が、退学後3年以内において論文博士の学位授与を申請する場合は、前項の論文審査料を免除する。

- 3 受理した論文及び論文審査料は還付しない。

(論文博士の学位論文)

第30条 第8条の規定は、論文博士の学位論文に準用する。

(審査の付託)

第31条 論文博士の学位論文が提出されたときは、学長は受理の可否を研究科委員会に照会し、受理することが承認された場合には、その論文を審査すべき研究科委員会に付託する。

(審査委員)

第32条 論文博士の学位論文の審査委員は、当該学位論文の内容に最も関係する科目若しくはそれに関連する科目の授業を担当する教授又は准教授3名以上とする。ただし、少なくとも1名は当該学位論文の内容に最も関係する科目の授業を担当する教授又は准教授でなければならない。

- 2 研究科委員会は、審査のため必要があると認めたときは、前項に定める学位論文の内容に関連する科目の授業を担当する教授又は准教授のうちの1名に代えて、第9条第5項に定める者を審査委員とすることができる。

- 3 学位論文の審査において、審査委員のうち、当該学位論文の内容に最も関係する科目を担当する教授又は准教授が主査となる。ただし、研究科委員会はその者が准教授である場合には、第1項に定める審査委員のうち教授である者を主査とすることができる。

(審査、試験及び学力の確認)

第33条 審査委員は、論文博士の学位論文の審査、試験及び学力の確認を行う。

2 第10条各項（第3項を除く。）の規定は、審査委員の行う学位論文の審査及び試験に準用する。

3 第10条第2項を準用するにあたっては、研究の独創性の高さと研究分野への貢献の度合いを重視するものとする。

4 学力の確認は、試問によって行うことを原則とし、試問は口頭又は筆答により行う。外国語については2種類を課することを原則とする。

5 本学大学院の博士後期課程に3年以上在学し、修了に必要な所定の単位を修得した後に退学した者が、退学から5年以内に論文博士の学位を申請した場合には、前項の学力の確認を免除する。

6 論文審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、試験及び学力の確認を省くことができる。

(審査期間)

第34条 第20条の規定は、論文博士の学位論文の審査期間に準用する。

(審査委員の報告)

第35条 審査委員は、博士の学位論文の審査、試験及び学力の確認を終えたときは、論文とともにその審査の要旨、試験及び学力の確認の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を付して、速やかに研究科委員会に提出しなければならない。

(研究科の議決)

第36条 第12条の規定は、研究科委員会の議決に準用する。

(審査結果の報告)

第37条 第23条第1項の規定は、審査結果の報告に準用する。

2 試験及び学力の確認を行わないで、論文博士の学位を授与できないものと議決したときは、試験及び学力の確認の結果の要旨を付すことを要しない。

(学位の授与)

第38条 第24条第1項の規定は、論文博士の学位の授与に準用する。

2 論文博士の学位授与の時期は、その都度定める。

(学位論文要旨の公表)

第39条 第25条の規定は、論文博士の学位論文の要旨の公表に準用する。

(学位論文の公表)

第40条 第26条の規定は、論文博士の学位論文の公表に準用する。

(学位の登録)

第41条 第27条の規定は、論文博士の学位の登録に準用する。

第6章 法務博士（専門職）

(法務博士（専門職）の学位)

第42条 本学専門職大学院法務研究科（法科大学院）法務専攻において、規定の修業年限を満たし、所定の授業科目を履修し、修了に必要な単位数を修得した者には、本学専門職大学院学則の定めるところにより、法務博士（専門職）の学位を授与する。

(学位授与の時期)

第43条 法務博士（専門職）の学位の授与の時期は、3月とする。

第7章 その他

(学位の名称)

第44条 本学から学位を授与された者が学位の名称を用いる場合には、次のように学位の種類、専攻分野及び本学名を付記するものとする。

学士（××）学習院大学

修士（××）学習院大学

博士（××）学習院大学

法務博士（専門職）学習院大学

(学位の取消)

第45条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚す行為をしたときは、学長は教授会又は大学院委員会の議を経て学位を取り消すことができる。

きる。

- 2 前項の議決は、学士又は法務博士（専門職）の学位にあっては、教授会構成員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。
- 3 第1項の議決は、修士又は博士の学位にあっては、大学院委員会委員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

（学位記及び書類の形式）

第46条 学位記及び学位の申請に関する書類の様式は、別表による。

（改正）

第47条 この規程の改正は、各教授会及び各研究科委員会の議を経て、大学協議会及び大学院委員会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和39年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、昭和40年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年10月30日から施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず、平成2年4月1日以前の文学部国文学科及び人文科学研究科国文学専攻の入学者の学位は、次のとおりとする。

学士（国文学）

修士（国文学）

博士（国文学）

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

2 この規程の施行以前に本学大学院を退学した者が退学後3年以内に博士の学位を申請する場合において、その申請がこの規程の施行後3年を超えない期間内であるときは、第16条第2項の規定にかかわらず、論文博士の学位の申請をすることができる。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 第2条第2項の規定は、平成18年度の文学部ドイツ文学科及びフランス文学科の第1年次入学者についても適用する。

3 第2条第2項の規定にかかわらず、文学部ドイツ文学科及びフランス文学科の平成17年4月1日以前入学者並びに平成18・19年度第3年次編入学者の学位は、次のとおりとする。

　　ドイツ文学科 学士（ドイツ文学）

　　フランス文学科 学士（フランス文学）

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 第2条第2項の規定にかかわらず、文学部英米文化学科の平成19年度以前入学者並びに平成21年度以前第3年次編入学者の学位は、次のとおりとする。

　　英米文化学科 学士（英米文学）

3 第2条第3項及び第4項の専攻分野のうち、美術史学、アーカイブズ学、表象文化学については、平成19年度入学者より適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 第2条第3項及び第4項の規定にかかわらず、平成20年4月1日以前の人文科学研究科イギリス文学専攻の入学者の学位は、次のとおりとする。

　　修士（イギリス文学）

　　博士（イギリス文学）

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 第2条第3項及び第4項の規定にかかわらず、平成21年4月1日以前の人文科学研究科ドイツ文学専攻の入学者の学位は、次のとおりとする。

　　修士（ドイツ文学）

　　博士（ドイツ文学）

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 第16条第2項、第28条第2項及び第33条第5項の規定にかかわらず、平成28年4月1日より前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 第6条第2項、第14条第2項、第15条第2項及び第24条第2項の規定にかかわらず、令和2年4月1日より前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1

別表第2

学位申請書（用紙A4）

別表第3

第16条第1項又は第29条第1項による学位申請書添付書類（用紙A4）

別表第4

論文審査の要旨の報告書（用紙A4）

別表第5

試験の結果の要旨報告書（用紙A4）

別表第6

第35条による学力の確認の結果の要旨報告書（用紙A4）

別表第7

学位授与審議報告書（用紙A4）